

総社市告示第20号

総社市生涯学習推進本部設置要綱等の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

(総社市生涯学習推進本部設置要綱の一部改正)

第1条 総社市生涯学習推進本部設置要綱(平成17年総社市告示第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(本国会) 第4条 略 2 本国会は、本部長、副本部長、政策監、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、<u>文化スポーツ部長</u>、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、議会事務局長、消防長及び教育部長をもって構成する。 3 略 (企画委員会) 第5条 略 2 企画委員会は、教育部長、政策調整課長、総務課長、環境課長、人権・まちづくり課長、市民課長、<u>生涯学習課長</u>、<u>文化芸術課長</u>、健康医療課長、福祉課長、こども課長、<u>観光プロジェクト課長</u>、企業誘致商工振興課長、都市計画課長、教育委員会教育総務課長、学校教育課長、こども夢づくり課長、中央公民館長及び図書館長をもって構成する。 3 企画委員会の委員長は<u>文化スポーツ部長</u>、副委員長は政策調整課長をもって充てる。 4及び5 略 (事務局)</p>	<p>(本国会) 第4条 略 2 本国会は、本部長、副本部長、政策監、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、議会事務局長、消防長及び教育部長をもって構成する。 3 略 (企画委員会) 第5条 略 2 企画委員会は、教育部長、政策調整課長、総務課長、環境課長、人権・まちづくり課長、市民課長、健康医療課長、福祉課長、こども課長、企業誘致商工振興課長、都市計画課長、教育委員会庶務課長、学校教育課長、こども夢づくり課長、<u>生涯学習課長</u>、<u>文化課長</u>、中央公民館長及び図書館長をもって構成する。 3 企画委員会の委員長は<u>教育部長</u>、副委員長は政策調整課長をもって充てる。 4及び5 略 (事務局)</p>

改 正 後	改 正 前
第7条 本部の事務を処理するため、事務局を生涯学習課内に置く。	第7条 本部の事務を処理するため、事務局を <u>教育委員会</u> 生涯学習課内に置く。

(総社市干ばつ対策本部設置要綱の一部改正)

第2条 総社市干ばつ対策本部設置要綱(平成17年総社市告示第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 本部長は市長、副本部長は副市長及び政策監、部長は総合政策部長、総務部長、市民生活部長、<u>文化スポーツ部長</u>、産業部長、建設部長及び環境水道部長、班長は危機管理室長、財政課長、財産管理課長、環境課長、地域応援課長、土木課長、農林課長及び上水道課長をもって充て、その所掌事務は別表のとおりとする。</p> <p>3～7 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 本部長は市長、副本部長は副市長及び政策監、部長は総合政策部長、総務部長、市民生活部長、産業部長、建設部長及び環境水道部長、班長は危機管理室長、財政課長、財産管理課長、環境課長、地域応援課長、土木課長、農林課長及び上水道課長をもって充て、その所掌事務は別表のとおりとする。</p> <p>3～7 略</p>

(総社市企業誘致推進本部設置要綱の一部改正)

第3条 総社市企業誘致推進本部設置要綱(平成17年総社市告示第86号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、教育部長、総合政策部長、<u>文化スポーツ部長</u>、産業部長、建設</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、教育部長、総合政策部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、</p>

改 正 後	改 正 前
部長，環境水道部長，政策調整課長， <u>文化芸術課長</u> ， <u>観光プロジェクト課長</u> ， <u>上水道課長</u> ， <u>下水道課長</u> ， <u>農林課長</u> ， <u>土木課長</u> 及び都市計画課長をもって充てる。 4及び5 略	<u>文化課長</u> ， <u>政策調整課長</u> ， <u>上水道課長</u> ， <u>下水道課長</u> ， <u>農林課長</u> ， <u>土木課長</u> 及び都市計画課長をもって充てる。 4及び5 略

(総社市開発行為取扱要綱の一部改正)

第4条 総社市開発行為取扱要綱(平成17年総社市告示第100号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(開発連絡調整会議) 第7条 略 2～4 略 5 委員は、総合政策部長， <u>文化スポーツ部長</u> ，産業部長，建設部長，環境水道部長，政策調整課長， <u>文化芸術課長</u> ， <u>観光プロジェクト課長</u> ，環境課長，農林課長，地域応援課長，土木課長，都市計画課長，警防課長及び農業委員会事務局長をもって充てる。 6～8 略	(開発連絡調整会議) 第7条 略 2～4 略 5 委員は、総合政策部長，産業部長，建設部長，環境水道部長，政策調整課長，環境課長，農林課長，地域応援課長，土木課長，都市計画課長，警防課長， <u>文化課長</u> 及び農業委員会事務局長をもって充てる。 6～8 略

(総社市広告掲載要綱の一部改正)

第5条 総社市広告掲載要綱(平成20年総社市告示第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 部局 総社市事務分掌条例(平成17年総社市条例第6号)第1条に規定する市長直轄の組織及び部、会計課、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局並びに農業委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(審査機関) 第12条 略</p> <p>2 委員は、次の者をもって充てる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 生涯学習課長</p> <p>3～5 略</p>	<p>(定義) 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 部局 総社市事務分掌条例(平成17年総社市条例第6号)第1条に規定する部、会計課、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(審査機関) 第12条 略</p> <p>2 委員は、次の者をもって充てる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 教育委員会生涯学習課長</p> <p>3～5 略</p>

(総社市特定家畜伝染病対策本部設置要綱の一部改正)

第6条 総社市特定家畜伝染病対策本部設置要綱(平成22年総社市告示第19号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1(第5条関係)</p> <p>総合政策部長、総務部長、市民生活部長、<u>文化スポーツ部長</u>、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、教育部長、消防長及び本部長に指名された者</p>	<p>別表第1(第5条関係)</p> <p>総合政策部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、環境水道部長、教育部長、消防長及び本部長に指名された者</p>

(総社市復興対策本部設置要綱の一部改正)

第7条 総社市復興対策本部設置要綱(平成30年総社市告示第97号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第7条 本部の庶務は、 <u>危機管理室</u> において処理する。	(庶務) 第7条 本部の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。

附 則
この告示は、平成31年4月1日から施行する。